

「令和6年度包括外部監査の結果報告書」

～債権管理に関する財務事務の執行について～

概 要 版

令和7年2月

甲府市包括外部監査人 關 本 喜 文

第1 監査の概要

1 監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）

債権管理に関する財務事務の執行について

2 事件を選定した理由

甲府市の一般会計の歳入規模は令和5年度790億円、令和6年度808億円であり、この予算から「第六次甲府市総合計画」（平成27年度～令和7年度）に掲げる都市像である「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」を実現するための事業が毎年度持続的に行われている。

また、甲府市は「甲府市行政改革大綱（2022～2025）」を策定し、「市民とともに未来へつなぐ市役所改革～時代のニーズに対応した行政改革の実現を目指して～」の基本理念のもと、3つの基本方針（持続可能な行政経営の実現、市民との協働の推進、多様な主体との連携の推進）を実現するため、6つの施策を進めている（働き方改革の推進、人財育成の推進、デジタル化の推進、公共施設等マネジメントの推進、協働の仕組みづくりの推進、連携によるまちづくりの推進）。

行政改革は、多様化・複雑化する行政課題に対応し、行政サービスの一層の向上を図るために、組織制度や行政運営の在り方を見直し、適正化・効率化を図る取組であるが、「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」実現のための事業の実行にとって財源の安定的確保は必要不可欠である。

甲府市においても、少子・高齢化の進展や生産年齢人口の減少、歳入の伸び悩みが課題である。実際に、令和4年度の一般会計等の貸借対照表によれば、地方税等の当年度の収入未済額は長期延滞債権7億83百万円、未収金5億93百万円の合計13億76百万円となっており、地方自治体の自主財源となる地方税等の確保は行政改革の重要項目である。

「甲府市行政改革大綱」の基本理念が「市民とともに未来へつなぐ市役所改革」とあるように、行政改革は市民の信頼と安心が前提である。税金を負担する市民間

の公平性と収入の安定的・継続的な確保の観点から債権の適正な管理及び回収がなされることは、行政改革に対する市民の信頼と安心に資するものである。

そこで、「甲府市行政改革大綱」により目指される行政改革にとって重要な意義を有するものとして、債権管理に関する財務事務の執行について監査対象テーマに選定した。

3 監査の実施期間

令和6年6月26日から令和7年2月25日

4 監査対象機関

市民部収納推進課・人権男女参画課、福祉部長寿介護課・障がい福祉課・生活福祉課・健康保険課、子ども未来部子ども保育課・子育て支援課、まちづくり部住宅課、教育部学事課

5 監査従事者

包括外部監査人	關本喜文（弁護士）	
補助者	高岡敏夫（公認会計士）	
補助者	中島大督（弁護士）	
補助者	野中孝憲（公認会計士）	
補助者	堀内寿人（弁護士）	以上5名

なお、包括外部監査人は甲府市との間で、地方自治法 252 条の 36 第 1 項の規定に基づいて、令和6年4月1日付で包括外部監査契約書を調印している。また、包括外部監査人は甲府市監査委員に対し、令和6年4月22日、地方自治法 252 条の 32 第 1 項の規定に基づいて、上記各補助者に監査の事務を補助させたい旨の協議を申し出、甲府市監査委員から、令和6年4月26日付でこのことに異存ない旨の回答を得ている。

6 監査の視点及び指針

1 包括外部監査人の監査については、地方自治法 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項、並びにこれらの条文で引用される同法 2 条 14 項及び同 15 項に基づき、合規性（適法性）のほか、経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E監査」）の視点で監査を行った。

(1) 合規性（適法性）

事業が、関連法令や条例を遵守して行われているか。

(2) 経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E監査」）

住民福祉の増進に寄与するものであるか検証するとともに、

①無駄な支出が行われていないか、財源の確保に努めているか（経済性）。

②最小の経費・労力で、成果を挙げているか（効率性）。

③所期の目的や趣旨に見合った成果が現れているか（有効性）。

- 2 本監査テーマについては具体的には、次の指針に基づき監査した。
- (1) 債権管理体制は、関係法令及び規則等に従い、適切に整備、運用されているか。
 - (2) 債権の発生及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い、適時に適切に行われているか。
 - (3) 収入未済額の把握状況と対策が、適切に行われているか。
 - (4) 債権の保全手続きは、適切に行われているか。
 - (5) 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を講じているか。
 - (6) 不納欠損処理は、適切に行われているか。
 - (7) 債権の収納率を高めるための施策を実施しているか。

第2 監査対象の概要

1 地方公共団体における債権管理事務

(1) 地方公共団体における債権の定義及び区分

地方公共団体における債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利である（地方自治法 240 条 1 項）。

さらに、債権の発生原因に基づき、公法上の原因（法令または行政処分）に基づいて発生する債権である「公債権」と、私法上の原因（契約、不法行為等）に基づいて発生する債権である「私債権」に区分される。

これに加えて、「公債権」は、滞納処分の可否を基準に、滞納処分ができる「強制徴収公債権」と滞納処分ができない「非強制徴収公債権」に区分される。

上記の区分の意義は、後述するとおり、債権の時効（根拠法令、期間、完成猶予・更新など）、遅延損害金・延滞金の内容、徴収困難者への措置内容、債権回収の方法、債権放棄及び不納欠損処理など、債権ごとの管理業務の合規性判断に資する点にある。

(2) 地方公共団体における債権管理事務の概要

① 調定及び通知

地方公共団体の有する債権は、上記のとおり、法令、行政処分、契約等によって発生し、権利の実行によって、地方公共団体の収入、すなわち会計年度の歳入となる。そこで、地方公共団体は、地方自治法 231 条に規定するとおり、政令（地方自治法施行令）に定めるところにより、歳入の根拠を調査・決定（調定）し、納入義務者（納入）に対して納入の通知をしなければならない。

甲府市財務規則では、調定（同規則 41 条）、調定の時期（納期限の 10 日前まで。同 42 条）、納入の通知（納期限 10 日前までに納税通知書・納入書・納入通知書・納付書の交付。同 46 条）、納付又は納入の期限（納入通知日から 20 日以内。同 48 条）について規定している。

② 納入期限の履行と収入未済

納入による納入期限内の指定金融機関等への払込みがあったときに納付義務は完了す

る。他方、納期限を過ぎても会計年度内に払込みがあれば収入済となるが、何らかの理由により会計年度内に払込みがない場合には収入未済として処理される。

甲府市財務規則では、納付義務の完了（同規則 52 条）、調定の繰越し（収入未済の滞納整理簿への科目、金額及び事由の記載。同 45 条）について規定している。さらに、歳入の未収金について不納欠損処分（調定された歳入の徴収不能の決算上の扱い）する場合には、部長が企画部長に合議の上、市長の決裁を受けることとなっている（同 57 条）。

③納付義務の未了と対応（債権管理）

甲府市では、上記①による納入通知に記載された納期限にしたがって納付義務の履行があった場合に、指定金融機関から市税その他の収入金の受入通知が会計管理者になされ、収納の整理（予算科目別の仕訳調査・収入日計表の作成、収納簿の作成。甲府市財務規則では 55 条に規定）がなされる。

このように、調定⇒納入への通知⇒納付義務の完了による収納の整理は、地方公共団体のいわば健全な債権管理にあたる。

他方、納期限を経過して納入が納付義務を履行しない場合に、地方公共団体が収入を確保するために債権の保全や回収を図ることこそが本監査対象のテーマの中心となる債権管理である。

2 債権毎の管理について

前述のとおり、公債権（強制徴収公債権と非強制徴収公債権）と私債権の区分の意義は、地方公共団体の債権管理にあたって、いかなる法律、政令、条例等に基づいて債権の保全・回収を行うかの判断について意義を有する。

債権の時効（根拠法令、期間、完成猶予・更新など）、遅延損害金・延滞金の内容、徴収困難者への措置内容、債権回収の方法、債権放棄及び不納欠損処理に関してまとめたのが以下の表である。

債権の種類	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権（契約、不法行為等に基づいて発生）
滞納処分による強制徴収の可・不可	○	×	×
時効（令和 2 年 4 月 1 日以降に原因となる法律行為がある場合）	5 年（地方自治法 236 条 1 項）⇒援用を要せず（同 2 項）当然に消滅する。また、時効利益の放棄は認められない（同 2 項）。		権利行使できることを知った時から 5 年（民法 166 条 1 項）、権利を行使できる時から 10 年（同 2 項）⇒債務者の援用必要

遅延損害金または延滞金	条例の定めによる延滞金(地方自治法 231 条の 3 第 2 項)	契約ないし法定利率による遅延損害金(民法 419 条 1 項)
督促(再督促=催告だが時効更新の絶対効はない)	期限を指定しての督促(地方自治法 231 条の 3 第 1 項)⇒ 地方税は納期限後 20 日以内に督促状(地方税法 66 条・329 条等)⇒絶対的な時効更新(地方自治法 236 条 4 項) 地方税以外は、甲府市の場合は「甲府市税外収入の督促等に関する条例」により、納期限後 20 日以内に督促状。	期限を指定しての督促(地方自治法施行令 171 条、「甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則」では納期限後 20 日以内)⇒絶対的な時効更新(地方自治法 236 条 4 項)
履行期限経過後の債権回収の根拠規定	(地方税の滞納処分) 地方税法 68 条・331 条・373 条など国税徴収法の包括的適用(同 47～147 条) 財産調査(納付能力の判断材料の収集や債務者の財産の有無や換価価値を調査)(国税徴収法 141 条、142～147 条) (その他の滞納処分) 地方自治法 231 条の 3 第 3 項(地方税の滞納処分の例による)、国民健康保険法 79 条の 2、生活保護法 77 条の 2 第 2 項など 財産調査も地方税と同様	法的手続として①人的・物的担保の実行②債務名義による強制執行③訴訟手続(地方自治法施行令 171 条の 2)。 ただし、徴収停止(同 171 条の 5)または履行延期の特約等(同 171 条の 6)により履行期限を延長する場合その他特別の事情がある場合は例外
分割による納付等の扱い	事実上の分割払いの扱い ⇒「分割誓約書」、「納付誓約書」には時効更新の効果はあるが、遅延損害金(延滞金)は発生し続ける。	履行延期の特約・処分(地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 項前段)、分割(同後段)、再度の特約・処分(同条 2 項)。ただし、すでに発生した遅滞に係る損害賠償金・その他の徴収金は徴収する。履行期限前の延期は可能)。 延長期間は 3 年以内、長くとも 5 年以内が相当(国の債権の管理等に関する法律 25 条参照)。前提として債務承認となり、時効更新の効果
徴収困難者への措置(債権放棄以外)	(地方税) 徴収猶予(地方税法 15 条) 換価の猶予(同 15 条の 5・6)	①徴収停止(地方自治法施行令 171 条の 5)⇒債権の消滅には別途債権放棄・免除の措置、あるいは時効消滅。 ②履行延期の特約・処分(同 171 条の 6)

	<p>滞納処分の執行停止(同 15 条の 7)</p>	<p>③免除(同 171 条の 7)、個別法令(母子及び父子並びに寡婦福祉法 15 条)・条例によることも可</p>
	<p>(その他) 徴収の猶予⇒条例により可。換価の猶予・滞納処分の執行停止は、地方税の滞納処分の例によることから可能。</p>	
<p>債権放棄</p>	<p>(手続き) ①議会の議決(地方自治法 96 条 1 項 10 号) ②債権管理条例等の条例に基づくもの(同「条例の特別の定め」): ①のハードルが高いこと、免除(同施行令 171 条の 7)の要件が厳しい、私債権では債務者の時効援用がない限り消滅しない。</p>	
<p>不納欠損処理 (既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の扱いで、法的効果なし)</p>	<p>(会計上の処理との一致) ①時効が完成した場合 ②債権放棄があった場合</p>	<p>(会計上の処理との一致) ①債務者による消滅時効の援用があった場合 ②消滅時効が完成、破産免責など、徴収が不能もしくは著しく困難である場合に債権放棄または免除があった場合</p>

3 甲府市の債権状況について

(1) 令和3年度及び令和4年度の財務書類からみた甲府市の資産としての債権の状況

甲府市においても、平成20年度決算から総務省改訂モデルにより財務書類を作成し、平成28年度決算からは、平成27年1月23日に総務省から通知された「統一的な基準による地方公会計の整備促進」に基づき、統一的な基準により財務書類を公表してきた。地方公共団体は予算の適正な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しているが(官庁会計)、複式簿記・発生主義会計の考え方をを用いる統一的な基準による財務書類を作成することにより、官庁会計における「歳入歳出決算書」を補完する役割が果たされている。

貸借対照表において、債権は、固定資産のうちの投資その他の資産の長期延滞債権及び長期貸付金、並びに流動資産のうちの未収金が該当する。

甲府市の長期延滞金、長期貸付金、未収金の状況は次のとおりである。

			百万円	
一般会計等	R2 期末	R3 期末	R4 期末	
長期延滞債権	4,830	4,573	783	地方税等の未収金のうち1年を超えて回収がなされていないもの
長期貸付金	△32	6	3,762	公営企業会計への貸付金や住宅新築資金の貸付金等のうち流動資産に区分されるもの以外
未収金	499	562	593	地方税等の収入未済額のうちその年度に新たに発生したもの(当年度末の収入未済額は長期延滞債権+未収金)
徴収不能引当金	△181	△135	△133	未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積ったもの
合計	5,116	5,006	5,005	
連結財務諸表	R2 期末	R3 期末	R4 期末	(一般会計等+特別会計等+事務組合等)
長期延滞債権	5,423	4,980	1,119	
長期貸付金	△177	△1,128	1,402	
未収金	4,146	4,240	4,459	
徴収不能引当金	△475	△256	△248	
合計	8,917	7,836	6,732	

なお、一般会計等、特別会計・企業会計など連結財務諸表の対象となるのは次のとおりである。

一般会計等の範囲	一般会計 住宅新築資金等貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
----------	---

特別会計・企業会計	国民健康保険事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、介護保険事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、浄化槽事業特別会計、地方卸売市場事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道等事業会計
その他連結財務諸表に含まれるもの	地方三公社、第三セクター等、一部事務組合・広域連合

上記のとおり、令和4年度期末の一般会計等における資産としての債権額は50億500万円で、甲府市の一般会計等の資産全体の金額1,955億円の2.6%にすぎないが、投資その他の資産及び流動資産の合計268億円のうちでは18.6%を占める。

長期貸付金を除く一般会計等における当年度末の収入未済額は、地方税等の未収金のうち1年を超えて回収がなされていない長期延滞債権と地方税等の収入未済額のうちその年度に新たに発生した未収金であるところ、この収入未済額のうち、新たに発生した未収金の大きさは、調定⇒納人への通知⇒納付義務の完了による収納の整理という、地方公共団体のいわば健全な債権管理がなされていることの証しになるものである。甲府市の未収金については、令和2年度期末から令和4年度期末の傾向をみれば僅かながら増加傾向にある。

他方、1年を超えて回収がなされていない長期延滞債権については、令和2年度期末から令和4年度期末に大幅な減少がみられる。これは、令和2年度期末及び令和3年度期末の長期延滞債権に住宅新築資金等貸付事業に基づく貸付債権の過年度分の収入未済額がそれぞれ含まれており、これらが令和4年度期末においては長期貸付金に振り分けられたためである。住宅新築資金等貸付事業に基づく貸付債権の過年度分の収入未済額については、令和2年度期末から令和4年度期末まで約37億円と変わらないことからすれば、これを除く長期延滞債権の金額は、令和2年度期末が約11億円、令和3年度期末が約8億円となり、令和4年度期末にかけて漸減傾向にある。

次に、収入未済額（1年を超えて回収がなされていない長期延滞債権とその年度に新たに発生した未収金）の債権の内容は具体的にどのようなになっているかについて、甲府市の令和4年度決算書（一般会計、特別会計）から抽出した。

(2) 令和4年度決算における収入未済について（不納欠損額を含む）

令和4年度決算における収入未済額（貸借対照表上の長期延滞債権及びその年度に発生した未収金）が発生している債権の内訳は次のとおりである。

①一般会計について

款項	不納欠損額	収入未済額	内容	所管課
1 市民税	33,132,971	219,375,992	地方税	収納推進課
個人（現年課税分）	105,195	84,661,374		
個人（滞納繰越分）	32,119,460	111,556,319		
法人（現年課税分）		6,584,971		
法人（滞納繰越分）	908,316	16,573,328		
固定資産税	61,613,924	450,902,127	地方税	収納推進課
現年課税分	1,398,750	125,526,510		
滞納繰越分	60,215,174	325,375,617		
軽自動車税	3,987,427	28,001,599	地方税	収納推進課
種別割（現年課税分）		10,119,219		
（滞納繰越分）	3,987,427	17,882,380		
都市計画税	12,255,796	88,216,845	地方税	収納推進課
現年課税分	280,684	24,836,794		
滞納繰越分	11,975,112	63,380,051		
12 分担金及び負担金	2,466,900	10,368,510		
民生費負担金				
社会福祉費負担金		7,398,300	老人保護措置費自己負担金	長寿介護課
児童福祉費負担金	2,466,900	2,970,210		
【以下内訳】		59,020	副食費利用者負担金	子ども保育課
	2,466,900	2,911,190	保育所運営費保護者負担金	子ども保育課
13 使用料及び手数料	0	245,815,038		
児童福祉使用料		84,026	行政財産目的外使用料（電柱等）	子ども応援課
保健衛生使用料		1,001,020	墓地使用料	公園緑地課
住宅使用料		244,588,392	住宅使用料	住宅課
専門学校使用料		141,600	授業料	商科専門学校事務局
20 諸収入	10,000	285,131,943		
実費徴収金		8,965,625	学校給食費	学事課
雑入	10,000	276,166,318		
【以下内訳】	10,000		児童手当返還金	子育て支援課
		41,839	電気使用量按分	子ども応援課
		2,598,700	放課後児童クラブ保護者負担金	子ども保育課
		5,818,481	児童扶養手当返還金	子育て支援課
		715,607	消防団員共済掛金返還金	消防本部人事課
		13,057,979	障害児通所支援給付費返還金	障がい福祉課
		248,637,224	生活保護費返還金	生活福祉課
		5,296,488	財産処分に伴う補助金返還金	長寿介護課

②特別会計について

国民健康保険事業特別会計					
1	国民健康保険料	146,915,573	569,074,987	保険料	健康保険課
	一般被保険者国保料	145,975,128	568,649,330		
	医療給付分現年度分		187,237,247		
	後期高齢者支援金分現年度分		55,194,067		
	介護納付金分現年度分		26,227,001		
	医療給付分滞納繰越分	102,811,432	208,991,701		
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	28,790,087	60,053,109		
	介護納付金分滞納繰越分	14,373,609	30,946,205		
	退職被保険者等国保料	940,445	425,657		
	医療給付分滞納繰越分	623,883	287,167		
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	161,784	68,192		
	介護納付金分滞納繰越分	154,778	70,298		
9	諸収入	4,003,631	6,957,007		
	一般被保険者第三者納付金	3,298,119	0		
	一般被保険者等返納金	699,905	6,957,007		
	退職被保険者等返納金	5,607	0		
住宅新築資金等貸付事業特別会計					
2	諸収入	0	3,788,564,940	貸付金	人権男女参画課
	貸付金元利収入（住宅新築資金等貸付金元利収入）	0	3,788,564,940		
介護保険事業特別会計					
1	保険料	25,381,182	54,873,526	保険料	長寿介護課
	介護保険料	25,381,182	54,873,526		
	第1号被保険者保険料	25,381,182	54,873,526		
	現年度分特別徴収保険料		0		
	現年度分普通徴収保険料		25,662,835		
	滞納繰越分普通徴収保険料	25,381,182	29,210,691		
9	諸収入	0	2,594,333		
	雑入				
	返納金		2,486,333	介護報酬の返還金・高額介護サービス費の過払い分の返還金	
	雑入		108,000		
農業集落排水事業特別会計					
1	使用料及び手数料	0	128,740	施設使用料	農政課
	農業集落排水施設使用料現年分		128,740		
後期高齢者医療事業特別会計					
1	後期高齢者医療保険料	2,068,949	11,122,516	保険料	健康保険課
	普通徴収保険料（現年分）		6,852,610		
	（滞納繰越分）	2,068,949	4,269,906		
浄化槽事業特別会計					
1	使用料及び手数料		49,060	施設使用料	環境保全課
	浄化槽使用料現年分		15,460		
	滞納繰越分		33,600		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
3	諸収入	0	21,474,691	貸付金	子育て支援課
	元金収入		21,323,740		
	利子収入		150,951		

4 監査対象債権の抽出

(1) 対象債権の抽出の基準

前述のとおり、調定⇒納人への通知⇒納付義務の完了による収納の整理は、地方公共団体のいわば健全な債権管理にあたり、他方、納期限を経過して納人が納付義務を履行しない場合に、地方公共団体が収入を確保するために債権の保全や回収を図ることこそが本監査対象のテーマの中心となる債権管理業務である。

そこで、上記の令和4年度決算書（一般会計、特別会計）に、「収入未済額」または「不納欠損額」が計上されており、その金額が200万円以上のものについて、監査対象とすることとした。

(2) 対象債権の内容

対象債権は次のとおりである。

番号 ※	監査対象債権名	監査対象課
一般会計		
1	1 款 1 項・市民税	市民部 収納推進課
2	1 款 2 項・固定資産税	市民部 収納推進課
3	1 款 3 項・軽自動車税	市民部 収納推進課
4	1 款 6 項・都市計画税	市民部 収納推進課
5	1 2 款 2 項 1 目 1 節・社会福祉費負担金中	福祉部 長寿介護課
	老人保護措置費自己負担金	
6	1 2 款 2 項 1 目 2 節・児童福祉費負担金中	子ども未来部 子ども保育課
	保育所運営費保護者負担金	
7	1 3 款 1 項 6 目 3 節・住宅使用料	まちづくり部 住宅課
8	2 0 款 5 項 5 目 2 節・実費徴収金	教育部 学事課
9	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中	子ども未来部 子ども保育課
	放課後児童クラブ保護者負担金	
10	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中	子ども未来部 子育て支援課
	児童扶養手当返還金	
11	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中	福祉部 障がい福祉課
	障害児通所支援給付費返還金	
12	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中	福祉部 生活福祉課
	生活保護費返還金	
13	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中	福祉部 長寿介護課
	財産処分に伴う補助金返還金	

特別会計		
14	国民健康保険事業特別会計中	福祉部 健康保険課
	1 款 1 項・国民健康保険料、9 款 2 項・雑入	
15	住宅新築資金等貸付事業特別会計中	市民部 人権男女参画課
	2 款 1 項・貸付金元利収入	
16	介護保険事業特別会計中	福祉部 長寿介護課
	1 款 1 項・介護保険料、9 款 2 項・雑入	
17	後期高齢者医療事業特別会計中	福祉部 健康保険課
	1 款 1 項・後期高齢者医療保険料	
18	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計中	子ども未来部 子育て支援課
	3 款 1 項・貸付金元利収入	

※第 3 の 2 の債権毎の監査結果の番号（2-0）に対応する。

（3）監査方法

前述のとおり、次の 7 つの指針により監査を行うこととしたことから、この指針に沿ったアンケートを対象債権について各担当課に対して実施した（6 月 28 日～7 月 9 日）。その上で、アンケート結果を踏まえて、担当課にヒアリングや資料調査を行った。

- (1) 債権管理体制は、関係法令及び規則等に従い、適切に整備、運用されているか。
- (2) 債権の発生及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い、適時に適切に行われているか。
- (3) 収入未済額の把握状況と対策が、適切に行われているか。
- (4) 債権の保全手続きは、適切に行われているか。
- (5) 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を講じているか。
- (6) 不納欠損処理は、適切に行われているか。
- (7) 債権の収納率を高めるための施策を実施しているか。

第3 監査の指摘事項及び意見

1 監査結果としての指摘・意見のまとめ

本報告書において、「指摘」とは、今後甲府市において何らかの措置が必要と認められる事項であって、主として事務が法規性に反している場合や著しく適正を欠いている場合を指摘している。

また、「意見」とは、指摘事項に該当しないものの、前記第1の9「監査の視点及び方針」に鑑みて、財務事務の執行及び事業の管理の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであって、甲府市がこの意見を受けて何らかの対応を行うことを期待するものである。

これらの概要は以下のとおりで、指摘事項は13件、意見は44件で、合計57件である。

内 容	区分	本書頁
1～4 市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税		
①業務処理におけるリスク・統制の識別及び統制の運用		
総括的な業務記述書・フローチャートは作成されていないが、市税徴収員取扱要綱、徴収員による訪問徴収業務等の手順、徴収員による訪問徴収業務等のフローチャート、預貯金差押事務の全体の流れ、滞納管理システムのオペレーションマニュアル、山梨県総合県税事務所徴収職員研修他の研修資料他の各書類により業務処理がなされている。しかし、内部統制上は、業務処理を実施することによるリスク（正確性リスク・網羅性リスク・正当性リスク他）及びリスクを低減する統制活動（承認・レビュー・職務分掌・ローテーション他）を識別、文書化するとともに、統制活動が実際に運用されることを保証するチェックリスト等を作成することが必要である。	意見	37
②起案用紙（徴収猶予許可通知書の送付について）に係る添付書類		
起案用紙による徴収猶予の上長の決定・協議にあたっては、実質的に滞納者の生活状況の的確な把握に努めているが、滞納者の支払能力の数値化された情報が必要不可欠であることから、個人滞納者の場合は、収入の内訳・合計額及び支出額の内訳・合計額が一覧できる定型的なテンプレートとしての「生活状況確認表（1か月分）」を添付することが望ましい。	意見	37
③滞納処分の停止の取消しに係る承認等の必要		
どのような場合にどのような情報により滞納処分の停止の取消しを行うかを取りまとめ、それを文書化し（例えば、生活保護受給の停止の場合には、生活福祉課より「各課連絡票」を入手する等）、担当者の滞納管理システム入力前に上長の承認を受ける、担当者の滞納管理システム入力後に定期的に「執行停止一覧」を出力し上長がモニタリングする等の統制の構築及び運用が必要であ	指摘事項	38

る。		
5 老人保護措置費自己負担金		
①滞納債権の適切な管理		
滞納者から分納誓約書の徴求がなされない、消滅時効更新のための督促が適時に行われず、消滅時効が成立した債権については不納欠損処理が行われずなど、時効管理が適切に行われてこなかったことが判明した。予定される消滅時効及び不納欠損処理マニュアルの作成により、滞納債権の適切な管理を行うよう求める。	指摘事項	41
②扶養義務者からの積極的な徴収		
入所措置にあたっては、扶養義務者から扶養義務承諾書を徴求しており、扶養義務者において負担金を弁済することが可能な資力を有しているのであれば、扶養義務者に対して積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。	意見	42
③滞納者の相続人からの積極的な徴収		
公平性の観点からすれば、滞納者が死亡した場合、滞納者の相続人にも積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。	意見	42
6 保育所運営費保護者負担金		
①甲府市保育料滞納対策実施要領の改正		
甲府市保育料滞納対策実施要領は、「甲府市保育料徴収規則」（昭和 56 年 3 月規則 24 号）によっている（同実施要領 2 条）が、「甲府市保育料徴収規則」は、「甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則」（平成 27 年 3 月 31 日）の附則 2 条により廃止された。したがって、同実施要領については、同条例施行規則に沿って、速やかに改正がなされなければならない。	指摘事項	46
②延滞金の徴収		
延滞金の徴収は、条例の定めにより徴収することになっており（地方自治法 231 条の 3 第 2 項）、「甲府市税外収入の督促等に関する条例」4 条によれば「徴収する」ことになっているものの、延滞金の徴収がなされていない。また、延滞金は納期限の翌日から発生し存在していることから、少なくとも、本税が完納され確定した延滞金については、年度末で調定を行い、債権として適切に管理すべきである。	指摘事項	46
③債権管理に使用しているエクセル表の管理取扱規程作成		
記載に関する取決め（記入項目の内容、記入及び訂正権限の定め、リストからの消去の基準、正確性についてチェックする責任者、チェックする項目及びチェック時期の定めなど）がないことから、担当者の交代などで引継ぎがなされる際に正確性に問題が生じる可能性もありうる。現状問題は発生しておらず、	意見	47

担当者が不在の際に他の係の者が滞納者の電話などに対応した際に情報を記入することにより、常に新しい情報を補充して債権管理を行っているとしても、速やかにエクセル表の管理取扱規程を課において作成すべきである。		
④不納欠損処理の要件（居所不明の判断基準の明確化）		
居所不明を理由とする場合がほとんどである（不納欠損処理の85%）とのことであるが、住民票の確認、自宅訪問などを行い、所在確認が困難な場合に不納欠損処理の対象と判断しているが、これに関するマニュアルなどは存在しない。居所不明の一応の判断基準をマニュアル化するなどすべきである（処理の公正・公平性の確保）。	意見	47
⑤延滞金の不納欠損処理		
延滞金については債権としては発生し、延滞金額の計算も可能である。例えば、毎年度に未収の本債権について年度末にいくらの延滞金が発生しているかの計算を行い、未収の延滞金の全体額を把握することは債権管理上可能であることから、最終的に不納欠損の対象となる本債権について発生している延滞金の額を本債権の不納欠損にあたり計算することも可能である。その上で、本債権とともに不納欠損の対象として議会の審議に付することを検討すべきである。	意見	48
⑥債務者から提出を受けた文書の保管管理		
分納期間は4年以下とし、分割納付の金額が3,000円を目安としているとのことであるので、文書の保存期間に問題が生ずることはないと思われるが、不納欠損処理自体が時効期間満了後になることから、分割金が滞納となるなどして債権管理が分納計画書の文書保存期間の5年を超えて管理が継続している場合には保存期間を延長するとともに、文書保存の有無もエクセル表による管理を行うべきと考える。	意見	48
7 住宅使用料		
①滞納賃料の連帯保証人への直接支払請求		
明渡し要件である3か月以上の長期の滞納（甲府市市営住宅条例43条）があったり、分割納付が遵守されていなかったり、借入人の死亡・所在不明の場合や住宅明渡し後になお滞納賃料が残存している場合等については、連帯保証人にその責任を自覚させ、その担保的役割を十分機能させるためにも、公営住宅の管理適正化の観点からも、連帯保証人に請求すべきである。	意見	52
②借入人（場合によっては連帯保証人）への法的措置の検討		
著しい減収・病気・災害等による社会的弱者と評価しうる入居者については、賃料の減免・徴収猶予の制度（甲府市市営住宅条例18条）や生活保護の申請など、別途、救済手段を考えることも可能である。したがって、正当な理由なく、書面送付による催告に応じない借入人や連帯保証人に対しては、躊躇うことなく、顧問弁護士等と十分協議した上、法的措置をとることを検討すべきである。	意見	53

<p>③賃借人死亡の場合の相続人に対する請求の検討</p>		
<p>甲府市市営住宅使用料滞納整理方針には、賃借人が死亡した場合の相続人への請求に関する記載は一切ないが、死亡による住宅明渡しの際など相続人などの親族が立ち会う場合もあり、そうした機会に相続人情報を得たり、事実上支払を打診することも含め、速やかに相続人調査を行い、相続人に対し滞納賃料等の請求をすべきである。確かに、相続人が家庭裁判所に対し相続放棄の申述をする場合もあろうが、相続人全員が放棄すれば、責任財産が見当たらない限り、回収不能な債権と評価して後述する不納欠損処分基準に加えることも可能となろう。</p>	意見	53
<p>④甲府市市営住宅使用料不納欠損処分基準による処理の推進</p>		
<p>納付義務者と連帯保証人が死亡した場合等において不納欠損処理を行っているが、上記処分基準第2第1号記載の消滅時効が援用されている債権については、不納欠損処理を行っていない状況にある。この点については、早急に是正し、上記処分基準を満たす債権については速やかに不納欠損処理をすべきである。</p>	指摘事項	54
<p>⑤同処分基準にすべての相続人の相続放棄を加えることの検討</p>		
<p>相続人に対する請求を行うことで、できる限りの債権回収を図るとともに、相続が放棄されたことによって事実上回収可能性がなくなった債権を処理すべく、上記処分基準に「すべての相続人が相続を放棄したとき」を新設することも検討すべきである。</p>	意見	54
<p>8 学校給食費</p>		
<p>①不納欠損処理の基準及び債権管理条例の必要性</p>		
<p>令和4年度の公会計化に伴い、一般財団法人甲府市学校給食会から令和2年度、同3年度の債権288万円の譲渡を受けたが、未収金及び不納欠損の状況からみると、債権譲渡を受けた分については、5年間の消滅時効の期間が経過した段階で時効援用がなされずに債権放棄もできずに残存する未納債権が発生する可能性がある。そこで、遅延損害金を含む私債権の放棄を定める債権管理条例を制定し、不納欠損処理の基準を明確化すべきと考える。</p>	意見	59
<p>②分納の期間、金額の基準の把握</p>		
<p>現時点で分納はなく、分納期間や分納金額は保護者の状況によって対応することとしている。これについては、債権者の市としては、一定の目安をもっていることが必要である。世帯の主たる所得者の収入金額と家族構成などから衣食住にかかる固定費の金額を各種統計資料から計算し、分納総額を概ねの期間で分割し、1か月当たりの分納金額の目安を把握しておくことが必要である。</p>	意見	59
<p>③債務者からの文書の管理規程の作成</p>		

債務者から提出された実際の文書の保管管理に関する項目が存在しない。これらの文書が文書管理規程のどの文書にあたり、保存期間や保存方法、管理状況を確認する時期（年1回のいつの時期か）について、あらかじめ規定しておくことが必要である。	指摘事項	59
④遅延損害金の徴収の適正化		
公債権の延滞金について定める「甲府市税外収入の督促等に関する条例」に定めがないことから徴収を行っていないとの誤った認識があった。地方自治法施行令171条の6第2項によれば、民法上発生する遅延損害金の徴収を行わないことは法規性に欠けることとなる。個別の債権管理においては、遅延損害金がいくら発生しているかを踏まえた上で、その未徴収が本債権の徴収を優先するためという判断として妥当かどうかの検討が行われなければならない。その上で、最終的に遅延損害金を徴収できずに放棄の上、不納欠損処理を行わなければならない場合には、放棄の処理基準として、債権管理条例を制定することを検討すべきである。	指摘事項	59
9 放課後児童クラブ保護者負担金		
①債務承認の書式の作成		
分納については、実際の例（令和5年度2件）を確認したところ、任意の様式で提出されており、いつの、どの滞納分の金額（総額）を支払うかの確認文書がなく、債務承認としての時効更新（民法152条）の要件充足に疑問を生ずる。したがって、分納の申請書や分納計画書については、書式を整え、債務承認に欠けることのないようにしなければならない。	指摘事項	63
②債権管理マニュアルの作成		
年度当初の4月に負担金徴収計画が作成され、これに基づき負担金の徴収が実施されているが、毎年の計画書でなく債権管理マニュアルを作成し、債務者から提出される文書の管理方法（保存場所や保存期間など）も規定するなど必要な書式を整えることが適当である。	意見	64
③遅延損害金の管理		
遅延損害金については、本債権が私債権であるので民法により発生するが、滞納者の経済状況は収入に比して小学生の子どもに係る費用の割合が高くなるなど、滞納者の生活状況等を考慮して請求を行っていない。しかしながら、甲府市の債権としては、遅延損害金が納期限の翌日から発生していることから、同債権を管理する必要がある。仮に僅かであっても分納の際に、遅延損害金の支払条項を定め（例：滞納した負担金の分納が終了した際には速やかに遅延損害金を支払うこととし、その支払方法は分納終了時に別途協議する。）、遅延損害金債権について滞納者との間で明らかにしておく必要がある。	指摘事項	64
④私債権の不納欠損処理の基準の作成及び債権管理条例の制定		

不納欠損処理を行った事例や債権放棄の事例はないとのことであるが、私債権の不納欠損処理を行っても、債権自体については債務者による消滅時効援用や債権放棄の手續について議会承認などハードルが高く、債権（遅延損害金を含む）が未納のまま長期間残存することになりかねない。仮に分納整理を行っても、児童が学校を卒業後、保護者の居所が不明となり、回収が困難になる事例も出現しうる。そこで、不納欠損処理の基準の策定と私債権の場合の債権放棄についての債権管理条例の制定は検討すべき課題である。	意見	64
10 児童扶養手当返還金		
①債務者から提出を受けた文書の管理規程の整備		
債務者から提出を受けた文書については年度毎にファイルで保管しているが、その管理規程（保管される文書の内容、保管期間、毎年度の内容確認等）を「返還金台帳」と並んでガイドラインに規定すべきである。	意見	67
②内払調整の債務者の合意の法的意味		
過払いが発生し、その後に支払う手当がある場合は、返還金を当該手当の内払金とみなすことができる（児童扶養手当法 31 条）。いわゆる「できる」規定となっていることから、債務者の承諾を得る運用がなされているものと思われるが、債権管理上、承諾は児童扶養手当法上の要件でないことは踏まえておくべきである。	意見	67
③返還金発生の原因究明と対策		
制度上、返還金発生は不可避とも考えられる。しかしながら、返還金には幅があり、金額が 80～100 万円にも上る場合が散見され、分納の割合が多いことから、収納率が低くなりがちである。金額が多い案件については、なぜ返還金が発生したかの分析も行い、今後の対策も検討すべきである。	意見	68
11 障害児通所支援給付費返還金		
①過誤処理と返還金処理の基準検討		
過誤の金額が多かったことから返還金処理を行ったとのことであるが、過誤処理か返還金処理かの選択について、今後の同種事例への対応のため、金額基準のほか、対象事業所の規模、返還期間、返還金額などについて、基準を検討すべきである。	意見	70
②債権処理のガイドラインの書式の整備		
債権処理のガイドラインがまとめられ、返還金台帳の整備（記載すべき事項の明記）のほか、「履行延期及び分割納付申請書」、「履行延期及び分割納付承認決定通知書」などの書面にも触れている。そこで、これらの書面の書式についてもガイドラインに記載するとともに、令和 4 年度の未収債権について分納にあたり債務者から提出された「債務確認承認書兼納付誓約書」の書面も有用であるので、必要な書面に関する書式もガイドラインに掲載すべきである。	意見	70

1 2 生活保護費返還金		
①債権管理マニュアル等への改正民法の反映		
債権管理マニュアル等に民法の改正点が反映されていない部分が見受けられた。改正民法によれば、改正前の「中断」ないし「停止」の概念は、「更新」ないし「完成猶予」に再構成されており、民法改正に合わせて地方自治法 236 条も整備されている。また、改正民法施行日前に生じた債権であっても、施行日後に更新（中断）・完成猶予（停止）の事由が生じたときは改正法を適用することになっている（附則 10 条）。さらに、改正民法では、「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」の制度が導入され、当事者から「承認」を得られない場合であっても、時効完成を回避する方法もあることから、債権の適切な管理を行うため、改正民法が的確に反映された上記債権管理マニュアル等の改訂を速やかに行うべきである。	指摘事項	73
②期限内の督促状発送の励行		
督促状は、時効の更新（中断）の効力を有する（地方自治法 236 条 4 項）重要な法律行為であり、また、滞納整理や時効管理の観点からも、全件において定められたとおり期限内に発送されるべきである。	意見	74
③相続人がいる場合には速やかに相続人に請求		
相続人に請求することによって、相続を放棄しない或いは放棄できない相続人と納付の交渉を始めることができ、また、すべての相続人が相続を放棄するのであれば、これをもって不納欠損処理をすることができることになる。相続人への請求は、処理を進めるためにも速やかに行うべきである。	意見	74
④不納欠損処分の処理基準を満たす債権の会計年度毎の適切な処理		
不納欠損処分手続は、債権管理担当が毎年度 1 回年度末に行うこととなっている。他方で、不納欠損処理状況を見ると、令和 3 年度まで 1,500 万円程度であったものが令和 4 年度は 0 円となり、令和 5 年度は約 6,200 万円となっている。この状況の経緯については、令和 4 年度にデータを整理した際、前年度以前にすでに時効が完成している債権が複数判明したことから、同年度を調査期間とし上記処分基準に該当する債権を精査したため、同年度は 0 円となっているとのことである。今後は、各年度において随時適切に処理されたい。	意見	75
1 3 甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金		
①遅延損害金や加算金について規定		
甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金交付要綱において、遅延損害金や加算金に関する規定はない。公平性の観点からすれば、事案の性質によっては、遅延損害金や加算金を賦課することができる規定を設けることも検討すべきである。例えば不正受給等による補助金交付決定の取消しにより返還金が発生した場合には、加算金を賦課する規定を設けることも考えられる。また、	意見	78

分納を誓約した債務者が滞納した場合には、遅延損害金を賦課する規定を設けることも検討すべきである。		
②長期にわたる分納の場合の履行確保の手段を検討		
長期にわたる分納となるケースは、事業者であった法人に分納を確実に履行するために必要な収入や資産が見込まれないことから、長期にわたる分納をせざるを得ない事案であると思われる。そのような場合には、確実な履行を確保するため、例えば、代表者の保証や担保の提供を求めるといった対応も検討すべきである。	意見	79
14-1 国民健康保険料		
①不動産の調査及び差押えの実行		
債務者が催告等に応じず滞納が続く場合に、債務者の財産を調査し、必要に応じて財産の差押え、換価等を実施することになる。債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。	意見	83
②時効管理の徹底		
不納欠損処理の状況について確認したところ、時効の到来を原因とした不納欠損処理をした債務者が確認された。当該債務者については、債務者からの回収状況を勘案すると分納計画等に反映することで時効を回避できたと考えられる。今後は、業務マニュアル等で時効管理の考え方を明確にする中で、滞納整理業務を行うべきである。	指摘事項	84
③延滞金を含めた債権の管理		
延滞金については滞納管理システムにて自動で算定はされているものの、本体保険料が納付された時に延滞金を調定するため、徴収員に割り当てられる滞納データには延滞金は含まれないこととなる。延滞金は甲府市国民健康保険条例19条により納付期限を過ぎると必ず発生するものであり、本体保険料と延滞金のどちらも徴収すべき対象に違いはない。限られた人員で回収作業をしていく上で滞納額の多寡は重要な判断要因であることから、未納保険料本体に延滞金を加えた債権額として債権管理するのが望ましい。	意見	84
14-2 一般被保険者等返納金、退職被保険者等返納金		
①国民健康保険からの切替時の保険証使用の周知		
本債権は、被保険者が切替時に誤って従来の保険証を使用することが原因であるので、国民健康保険加入者に正しい保険証の使用を認識してもらう必要がある。そこで、国民健康保険の加入時、または国民健康保険料の納付書発送時に、	意見	86

将来の国民健康保険からの切替時の正しい保険証使用について周知しておくことが望ましい。		
②早期の催告実施		
診療の翌日から2年の時効の到来によって被保険者が本来の保険者に請求できず、資金不足等の要因で甲府市に返還できなくなる事態を避けるためには、被保険者に早期に手続きを進めてもらう必要がある。そのため、滞納の発生から時間を空けずに電話催告や催告書の送付を実施することが望ましい。	意見	86
③不納欠損理由の把握		
当該債権の不納欠損額は多額ではないものの毎年発生している状況である。不納欠損額の内訳は1人当たり数千円から数万円の滞納額となっており、費用対効果の面では債権管理に多くの手数を掛けるのは難しいと思料する。ただし、現状は債務者がどのような状況で滞納し、時効に至っているかの原因が把握できておらず、不納欠損額を減少させる対策を立てることが難しい状況である。将来的に不納欠損額を減少させていくためにも、個別の不納欠損理由の把握に努めるべきである。	意見	87
15 住宅新築資金等貸付金		
①債権管理マニュアル作成、不納欠損処理基準による適切な処理		
住宅新築資金等貸付金については、特殊な貸付金ではあるものの、現在の業務マニュアルとしては納付に関するごく簡易なマニュアルしか存在しないことから、時効の援用により消滅している債権について会計処理上の基準等が明確でなかったため不納欠損処理が行われていなかった。令和5年度には、時効援用された債権につき会計処理上の必要性から、約2億1,700万円の不納欠損処理が行われた。今後は、具体的な処理内容と基準を示した債権管理マニュアルを速やかに作成の上、年度毎に適切に処理されたい。	指摘事項	93
②積極的な催告と資産情報収集		
電話や訪問を積極的に行い、こちらから債務者に面談を求めるなど積極的に接触し事情を聴取することにより、回収可能性を高めることも十分可能であると考えられる。	意見	93
③連帯保証人への請求及び担保権の実行の検討		
主債務が滞納により信用危機に陥った以上、人的物的担保を十分に機能させることが、債権管理の適正化の観点からも、遅滞なく返済している債務者との公平性の観点からも必要というべきである。	意見	93
④延滞金の徴収の検討		
現在、滞納者に対して延滞金の徴収をしていない。これは、元利金の優先的な回収を図っているものと思われるが、延滞金を回収しない合理的理由はない。また、遅滞なく返済をしている債務者との公平性の観点からも、延滞金の徴収	意見	93

は検討すべきである。		
⑤貸付債権の管理及び回収業務の業者委託の検討		
本件貸付事業は既に終了しており、現在は、貸付債権の管理・回収に特化したものとなっている。本件事業の廃止から 20 年以上が経過しており、債権回収業務に特化したドラスティックな作業を行う部門としてみたとき、当然、費用対効果を十分に検討した上ではあるが、専門業者に委託することも検討する余地はあろう。	意見	94
1 6 - 1 介護保険料		
①同一世帯ではない滞納者の相続人に請求の検討		
公平性の観点からすれば、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも、滞納者が死亡した場合、同一世帯ではない滞納者の相続人にも督促状を送付するなどして、積極的に徴収することも検討すべきである。	意見	99
②連帯納付義務者に対するより積極的な督促・徴収の検討		
被保険者が属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者は介護保険法上連帯納付義務を負うものと規定されている以上、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも連帯納付義務者に対する積極的な督促及び徴収も検討すべきである。	意見	99
1 6 - 2 介護保険給付費返納金		
①延滞金の徴収		
甲府市税外収入の督促等に関する条例 4 条に基づき、公平性の観点からも、災害その他やむを得ない理由があると認める場合において、同条例 5 条により延滞金の減免がなされない限りは、延滞金も徴収すべきである。	指摘 事項	102
②返納手続きに応じない債務者の代表者に対する法的手段の検討		
分納誓約書の提出を求めても提出に応じない事業者や、不正な請求を行った事業者等に対しては、公平性の観点から、代表者等に対する損害賠償請求訴訟等の法的手段による回収も検討すべきである。また、組織的な不正請求がなされた場合には、関与した者について刑事告訴も検討すべきである。	意見	102
1 7 後期高齢者医療保険料		
①短期保険証の送付文書への滞納処分の記載		
滞納者に短期保険証を送付する文書を確認したところ、保険料の未納によって保険証の有効期限が短縮された旨の記載はあるものの、一定期間の滞納がある債務者に対して財産の差押えを実施することは記載されていなかった。滞納者に保険料納付を促し、被保険者間の負担の公平・公正を図るためにも、短期保険証の送付文書に財産の差押えなどの滞納処分について記載するべきである。	意見	105
②催告書への滞納処分の記載		

<p>次年度に短期保険証になる見込みの滞納者に対しては、文書による催告を実施している。催告書の内容を確認したところ、①と同様に滞納者の財産の差押えなどを実施することは記載されていなかった。滞納者に保険料納付を促し、被保険者間の負担の公平・公正を図るためにも、催告書には財産の差押えなどの滞納処分について記載すべきである。</p>	意見	106
<p>③不動産の調査及び差押えの実行</p>		
<p>債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。</p>	意見	106
<p>④保険料回収時の処理</p>		
<p>滞納者が令和3年8月に保険料を納付し、納付金の一部を他の期の未納保険料に充当した処理があった。この処理は、一部納付の要件を満たさず、時効延長の起点とはならなかった。2年後の令和4年10月に時効が到来し、令和4年度の不納欠損処理となった。このケースでは、令和3年8月の納付時に債務者から一部納付とするための「同意書」を入手していれば、時効は令和5年8月まで延長できたはずであった。今後は時効延長を可能とするために、一部納付とするための「同意書」を債務者から入手することを検討すべきである。</p>	意見	106
<p>18 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p>		
<p>①債務者からの文書の保管に関する規定の整備</p>		
<p>滞納者から提出を受けた文書（債務承認書等）については、相談・指導・訪問等の内容の記録も含め、対象者毎のファイルに保管されている。この点、マニュアルには文書ファイルの規定がないが、文書管理規程の扱いとして何にあたるかも含め、ファイルに綴られる文書の内容、保存年限、時効管理などの規定をマニュアルに設けるべきである。</p>	意見	111
<p>②分納管理のシステム化並びに分納対象の要件及び分納基準の策定</p>		
<p>福祉資金システムには分納を消込した場合に回次ごとに分納フラグが立つなど一部分納に対応しているが、分納額や納期限の管理をすることができない。また、口座振替もできないために徴収事務量が増えることになってしまっている。将来的には債権管理システムでの対応を検討すべきである。徴収事務の効率化や公平性のためにも、5年の時効期間内の回収を基本とした分納期間・分納金額を基準に設定し、基準に加味すべき事情は過去の実例から抽出するなどして、分納対象の要件や分納基準を策定すべきである。</p>	意見	111

2 総括的な意見

(1) 債権管理事務全般の評価

監査対象とした 21 の債権のうち、一部の債権（7 債権）を除いて、14 債権については、現年度の債権の徴収状況は 90% 台後半であり、さらに過年度分の徴収状況を踏まえても徴収率は 90% 前後ないし後半であることから、これらの債権に関する管理事務については継続推進ないし拡大すべきと評価できる。

他方、除かれた一部の債権である、住宅使用料（過年度分の徴収率が低い）、児童扶養手当返還金（現年度分から徴収率が低い）、障害児通所支援給付費返還金（分納のため徴収率が低い）、生活保護費返還金（現年度分から徴収率が低い）、国民健康保険一般被保険者等返納金（現年度分から徴収率が低い）、住宅新築資金等貸付金（現年度分から徴収率が極端に低い）、母子父子寡婦福祉資金貸付金（過年度分の徴収率が低い）についての債権管理事務については、改善すべき点があると評価できる。

債権の特徴（本書第 3 の 2 記載の「債権毎の監査結果」参照）からすれば、上記の 7 つの債権の徴収率の低さはやむを得ない点もあるが、各債権に関する監査結果の指摘事項・意見のとおり、具体的な改善を求めるところである。

なお、住宅新築資金等貸付金の債権管理事務については、監査結果にも記したが、債権回収会社や弁護士法人などの外部に業務を委託することも検討すべきである（債権管理事務の縮小・統廃合）。

(2) 債権管理の統括的な役割の必要性

甲府市の各債権に関する管理事務は、それぞれの担当課において、それぞれが方針や計画をもって取り組んでおり、債権管理についての全庁的・全体的な計画（徴収率の目標値の設定など）はない。

今回の各債権の監査を通じてみると、徴収率を上げるための情報の共有、そのための担当課の連携の必要性が感じられ、債権管理についての全庁的・全体的な計画の作成、その計画に基づく統括的な役割をもった部署が求められるべきである（部署の設置が困難であれば、計画を策定し、計画を実施するために債権管理担当者の会議の開催）。

甲府市の中では債権額も大きく、また、徴収にあたっての公正・公平が求められる市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税の債権管理においては、滞納整理アドバイザーの助言・指導を受け、さらに、徴収率の向上のための施策（滞納リスクの抑制のための納付方法の多様化、現年収納の重点化、納税折衝から差押え強化への転換）を実施している。

地方税は強制徴収公債権であり、滞納処分という強力な方法をとることができることから、徴収率向上の施策の中には、他の非強制徴収公債権や私債権には適用できないものもある。しかしながら、徴収率を上げるために担当課において、方針や施策をどのように立案し、さらに実施・修正したかといったノウハウの部分は、他の債権管

理の担当課においても共有可能であると考えられる。

また、債権管理のマニュアルはどの担当課でも一様に作成しているが、それぞれが独自に作成している。一部の債権管理担当課では、他の部署で作成したものを参考に作成したものもある（福祉関係の債権管理）。債権管理にあたっては、債権が発生する根拠となる法律は異なり、時効や延滞金・遅延損害金に関する法律も異なる。しかしながら、いったん発生した債権について、それぞれの管理方法は異なるとしても、必要となる書式、例えば分納の申請書、誓約書、計画書などはどの債権管理でもみられるところである。したがって、債権の性質（私債権か公債権か、さらに強制徴収が可能か）の違いを踏まえても、各担当課の債権管理マニュアルについて、横断的に検討し、共通化できるものは共通化するなどの整理を行うことも検討すべきである。この検討も統括的な役割をもった部署があれば、その部署に実践させることが望まれる。

（3） 合規性の確認のための研修

延滞金及び遅延損害金については、条例を含む法令上発生し請求すべきであるにもかかわらず、本体の債権の徴収を優先し、債務者に請求しておらず、さらに事後調定により債権としての計算も行われていないことが判明した。また、一部の債権については、延滞金及び遅延損害金の発生根拠となる法令の適用を誤っているものもあった。

したがって、延滞金及び遅延損害金については、まず発生根拠について確認し、さらに、発生した延滞金ないし遅延損害金について債務者に請求しなければならないことを認識する必要がある。その上で、実際に徴収が困難な場合には、どのように対処するかについては、まさに政策として取り組むことになる。いたずらに回収が長引き、あるいは僅かな金額の回収にコストを掛けることに合理性がなければ、債権放棄を行い、不納欠損処理を行うという手順をとるべきである。

さらに、監査結果には、督促の遅れ、時効を失念した不納欠損処理の遅れ、時効の更新を行うための債務承認の不手際なども見られた。これらの不適切処理の内容については、今回の監査結果を通じて、各担当課で共有すべき情報となる。

そこで、合規性について問題があった箇所については、債権管理担当者に対する研修を行うなどの対応が必要である。

（4） 債権管理条例制定の必要性

公債権については適切な債権管理を行ってもなお債権を回収できずに時効が経過することで債務者の援用なく消滅することから、消滅時効に基づく不納欠損処理が比較的可能である。

一方で、私債権については、援用がなければ消滅時効の適用がなく、不納欠損処理ができないこととなる（転居先不明の場合など）。また、発生している遅延損害金の処理にも支障を来しうる。

そこで、私債権については債権管理条例を制定し、債権管理の効率性に資すること

も必要と考えられる。